

## はしがき

私が所属する法律事務所には、顧問先であるご住職や寺院の役職員の方々から墓地の維持管理や檀家との法律問題に関するご相談がよく寄せられます。そのような中、あるとき寺院運営に真摯に取り組まれている若いご住職から、「寺院法務の基本的な知識を気軽に得られる一冊があればいいのに」とのご意見をいただき、これをきっかけに本書の企画がスタートしました。

寺院法務に関する既存の専門書には良書も多いのですが、それらは私ども弁護士等の法律家が知識を確認するのに適した比較的詳細な内容である反面、ご住職や役職員の方々がストレスなく読み進めるには少々難しい内容なのではないかと感じておりました。

そこで本書は、寺院運営において直面し得る代表的な法律問題及び税務上の問題に焦点を当て、法律・税務問題だけになにかと難解になりがちな内容について、できるだけ丁寧で分かりやすい説明となるよう心がけました。ご住職からの質問にQ & A形式で答える構成とし、ご住職等が直面している問題を本書の目次等から検索して、問題解決の参考にしていただくことも想定しています。

また、テーマも、宗教法人の基礎知識、寺院内部の法律問題、墓地等に関する法律問題、信者等との法律問題、宗教法人による事業運営といった法的問題に加えて、宗教法人が知っておかなければならない税務上の基本知識にも触れ、幅広い分野における代表的な問題を取り上げ、巻末に参考資料として寺院規則等の書式例も複数掲載しております。

なにより、僧侶として、寺院の運営にも携わっている志田祐義弁護士が監修者として参画しており、寺院運営の現状も踏まえた内容となっているものと考えております。

ご住職の方々は、人々が生きていくうえで避けることのできない苦悩や悲しみに寄り添い、各宗派の教えを通じて、精神的な支えや希望

を与えるという重大な責務を日々実践なさっています。

私どもはそのお姿から、弁護士としてご相談者と向き合う際の基本を学ばせていただいております。

本書が、知識の拡充を求め、ご自身の使命を果たそうとすご住職の方々の熱意に応え、寺院の発展に寄与するお手伝いができることを願ってやみません。また、寺院法務・税務に携わる弁護士・税理士をはじめとする専門士業の方にとっても、寺院法務・税務の基本知識を確認するための有用な一冊となるのであれば執筆者としては望外の喜びです。

最後になりましたが、本書の出版の機会を与えてくださった岩倉春光さんをはじめとして、担当いただいた日本法令のみなさんに心より感謝申し上げます。

執筆者代表 弁護士 伊藤 洋実

# 目次

## 第1章 宗教法人に関する基礎知識

弁護士 伊藤 洋実

Q1	「宗教団体」と「宗教法人」	10
Q2	宗教法人設立手続	13
コラム	宗教法人法の特徴	16
Q3	宗教法人の組織	18
Q4	宗教法人の規則	21
Q5	包括被包括関係	25
Q6	宗教団体の自律的決定権と司法権の限界	27
Q7	宗派からの離脱	31
Q8	被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止	34
Q9	宗教法人所有財産の処分	37
Q10	宗教法人法21条2項「特別の利害関係がある事項」	41
Q11	責任役員会決議の効力を裁判で争う場合の相手方	44
Q12	登記と権利外観法理	46
Q13	宗教法人の合併手続	49
Q14	宗教法人の解散手続	53

## 第2章 寺院内部の法律問題

弁護士 北村 亮典

Q1	住職就任後の手続	58
Q2	宗教法人の備付書類・記録	61
Q3	寺院の後継者問題	65
Q4	後継者との養子縁組	67
Q5	寺族の保護の問題	70

<b>Q6</b>	労働法とは .....	74
<b>Q7</b>	寺院への労働基準法の適用 .....	76
<b>Q8</b>	労働基準法に違反した場合 .....	80
<b>Q9</b>	僧侶・職員への給与の支払に関する問題 .....	82
<b>コラム</b>	寺院の基本的知識：労働者の労働条件を決定するもの (労働契約、就業規則、労働協約).....	86
<b>Q10</b>	僧侶・職員の業務時間と休日に関する問題 .....	88
<b>Q11</b>	有給休暇とは .....	91
<b>Q12</b>	僧侶・職員の雇用にあたっての宗派の問題 .....	93
<b>Q13</b>	僧侶・職員の採用時の問題 .....	95
<b>Q14</b>	僧侶・職員の残業・休日労働 .....	97
<b>Q15</b>	僧侶・職員の退職・解雇の問題 .....	101
<b>Q16</b>	寺院の経営の悪化に伴う僧侶・職員の処遇の問題 .....	107

### 第3章 墓地等に関する法律問題

弁護士 高橋 優介

<b>Q1</b>	墓地使用権の法的性質 .....	112
<b>Q2</b>	納骨堂使用契約の法的性質 .....	117
<b>Q3</b>	契約書の定め .....	119
<b>Q4</b>	指定石材店制度 .....	122
<b>Q5</b>	寺院側からの墓地・納骨堂の使用契約の解約 .....	124
<b>Q6</b>	使用者側からの墓地・納骨堂の使用契約の解約 .....	127
<b>コラム</b>	墓じまい .....	130
<b>Q7</b>	滞納者への対応 .....	133
<b>Q8</b>	管理料の改定 .....	136
<b>Q9</b>	放置された墓地への対応 .....	138
<b>コラム</b>	墓地使用権の承継 .....	141
<b>Q10</b>	無縁墳墓への対応 .....	143
<b>Q11</b>	墓地埋葬法13条の「正当の理由」とは .....	146

<b>Q12</b>	自派の典礼を施行する権利	149
<b>Q13</b>	異なる宗派の典礼による埋葬の希望について	152
<b>Q14</b>	ペットの納骨	155
<b>Q15</b>	墓地の区画整理	158

## 第4章 寺院と檀信徒等との法律問題（墓地使用以外）

弁護士 原田 宜彦

<b>Q1</b>	帳簿等の閲覧請求権	162
<b>Q2</b>	寄付金の返還請求	166
<b>Q3</b>	消費者契約法と寺院①	170
<b>Q4</b>	消費者契約法と寺院②	173
<b>Q5</b>	旧借地法と借地借家法の相違点	180
<b>Q6</b>	更新拒絶と正当事由	183
<b>Q7</b>	賃料滞納による賃貸借契約の解除	187
<b>Q8</b>	増改築禁止特約	191
<b>Q9</b>	借地権譲渡許可制度	195
<b>Q10</b>	借地契約における更新料	199
<b>Q11</b>	地代増額請求	202

## 第5章 宗教法人による事業運営

弁護士 伊藤 和貴

<b>Q1</b>	宗教法人における新規事業①	208
<b>Q2</b>	宗教法人における新規事業②	211
<b>Q3</b>	宗教法人における新規事業③	213
<b>Q4</b>	宗教法人による貸付け・出資	216
<b>Q5</b>	宗教法人による通信販売	218
<b>Q6</b>	宗教法人による納骨堂の運営開始	220
<b>コラム</b>	墓地・納骨堂業者への名義貸し	224

<b>Q7</b>	宗教法人による幼稚園の運営	226
<b>Q8</b>	宗教法人による宿泊業の運営	228
<b>Q9</b>	宗教法人による借地契約	232
<b>Q10</b>	宗教法人による資金調達	236
<b>Q11</b>	宗教法人によるクラウドファンディング	239

## 第6章 宗教法人の税務

税理士 菊地 則夫

<b>Q1</b>	源泉徴収制度	244
<b>Q2</b>	源泉徴収の対象となる給与	246
<b>Q3</b>	源泉徴収手続の流れ	248
<b>Q4</b>	確定申告	250
<b>Q5</b>	宗教法人の会計と個人の家計の明確な区別	251
<b>Q6</b>	法人税が課税される場合	253
<b>Q7</b>	収益事業・非収益事業の区別①：物品販売業	256
<b>Q8</b>	収益事業・非収益事業の区別②：不動産貸付業 (墳墓地等の貸付け)	258
<b>Q9</b>	収益事業・非収益事業の区別③：不動産貸付業 (不動産の貸付け)	259
<b>Q10</b>	収益事業・非収益事業の区別④：席貸業	261
<b>Q11</b>	収益事業・非収益事業の区別⑤：旅館業	262
<b>Q12</b>	収益事業・非収益事業の区別⑥：興行業	263
<b>Q13</b>	収益事業・非収益事業の区別⑦：技芸教授業	264
<b>Q14</b>	収益事業・非収益事業の区別⑧：駐車場業	265
<b>Q15</b>	収益事業・非収益事業の区別⑨：結婚式場の経営事業	266
<b>Q16</b>	収益事業に付随する行為	267
<b>Q17</b>	みなし寄附金制度	269
<b>Q18</b>	収益事業の開始	271
<b>Q19</b>	税務署長への提出義務	274

<b>Q20</b>	宗教法人と消費税	275
<b>Q21</b>	インボイス制度	279
<b>Q22</b>	宗教法人と固定資産税	281
<b>Q23</b>	宗教法人と印紙税	283
<b>Q24</b>	信者から宗教法人への遺贈・贈与	285
<b>Q25</b>	住職の地位の承継	287

## 巻末付録 寺院規則・約款・使用規則（例）

I.	寺院規則	290
II.	墓地使用権型標準契約約款	299
III.	埋蔵管理委託型標準契約約款	303
IV.	寺院境内墓地向けの使用規則	305
V.	納骨堂使用規則	309
	参考文献	312

## 凡 例 等

●裁判例は、「【裁判所及び裁判形式】 + 【裁判年月日】」あるいは「【裁判所及び裁判形式】 + 【裁判年月日】 + 【出典】」の形式で表記しています。

●裁判例の出典について、以下のように省略しています。

最高裁判所民事判例集	民集
最高裁判所裁判集民事	集民
高等裁判所民事判例集	高民
下級裁判所裁判例集	下民
判例タイムズ	判夕
判例時報	判時
判例地方自治	判自
労働判例	労判

●条文の引用等において、旧仮名遣い・旧字体・漢数字等を修正している場合があります。



## ◇◇ 第 1 章 ◇◇

---

# 宗教法人に関する 基礎知識

弁護士 伊藤 洋実

## Q 1 「宗教団体」と「宗教法人」

② 「宗教団体」と「宗教法人」の違いを教えてください。

**A** 「宗教団体」のうち、宗教法人法によって「法人格」を与えられた団体を「宗教法人」といいます。

## 解 説

### 1 「宗教団体」と「宗教法人」

寺院とは「宗教団体」の一つですが、「宗教団体」のほかに「宗教法人」という言葉も耳にしたことがあるかと思われます。この「宗教団体」と「宗教法人」の違いは何でしょうか。

寺院運営にまつわる基本原則を定めた法律として宗教法人法(以下、本章において「法」といいます)がありますが、「宗教団体」については法2条に定義が定められています。

この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

また「宗教法人」については法4条に定められています。

宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

- 2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

つまり、「宗教団体」のうち宗教法人法によって「法人格」を与えられた団体を「宗教法人」といいます。

「法人格」とは、聞き慣れない言葉かもしれませんが、権利・義務の主体となることのできる資格（権利能力）をいいます。法人格を与えられていない宗教団体でも、宗教行為を行うことは可能です。では、なぜ宗教団体は法人格を取得しようとするのでしょうか。法1条にまさしく法人格を取得する目的が記載されています。

この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

- 2 (略)

すなわち、同じ信仰の人たちが集まって宗教団体が形成されると、団体を構成する信徒等の個人財産とは区別された共有財産が生じ、それを管理・運営する必要性が生じます。そこで宗教団体名義で礼拝施設等の建物や土地を所有し、登記を備え、さらには維持運用を行っていくために法人格が必要となるのです<sup>1</sup>。

## 2 包括宗教法人と被包括宗教法人

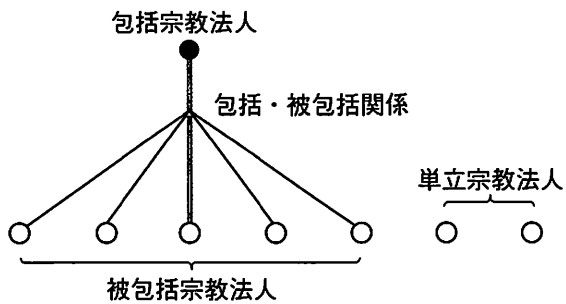
宗教法人には、法2条1号のように礼拝の施設を備える「単位宗教法人」と、法2条2号のように個々の寺院を包括する、浄土真宗や真言宗等のような「包括宗教法人」（宗派）があります。「単位宗教法人」には、特定の宗派の傘下にある「被包括宗教法人」と、宗派に属さな

1 法人格を具備していない団体名で登記することは認められていない。

い「単立宗教法人」の2種類があります。

包括宗教法人と被包括宗教法人の関係は、寺院運営上の具体的手続に大きく影響します。

### ■ 包括被包括関係



注) ○：単立宗教法人

(文化庁HP「宗教法人と宗務行政」より引用)

## Q2 宗教法人設立手続

❓ 宗教団体が宗教法人となるためには、どのような手続が必要となりますか。

**A** 宗教団体が法人格を取得し、宗教法人となるためには、一定の要件と手続が必要です。要件としては、設立を希望する宗教団体が、宗教法人法上の「宗教団体」に該当し、かつ現実に宗教団体としての活動実績がなければなりません。

また、手続としては、①設立発起人会の開催（設立会議の議決）後、②公告を行い、③寺院規則の認証を受け、④設立の登記を申請し、⑤所轄庁<sup>2</sup>への登記の届出を履践することが重要ですが、実際に宗教法人の設立を検討される際には、事前に所轄庁の窓口にご相談することをお勧めします<sup>3</sup>。

## 解 説

### 1 宗教法人設立の要件

宗教法人を設立できるのは、宗教法人法に定める「宗教団体」に限られます。「宗教団体」とは、①宗教の教義をひろめること、②儀式行事を行うこと、③信者を教化育成することの3つを主たる目的とし、礼拝施設を備えている団体をいいます。

もともと「宗教団体」と認定されるためには、これらの要件を形式的に具備するだけでなく、宗教団体としての活動実績が重要です。所轄庁では、宗教法人の設立申請の前に「宗教団体であることを証する

2 一つの都道府県内に事務所と礼拝施設を持つ宗教法人は、事務所所在地の知事が所轄庁となり、他の都道府県にも礼拝施設を持つ宗教法人は文部科学大臣が所轄庁となる。

3 所轄庁のHPに、宗教法人の設立についての相談窓口が紹介されている。

ための書類<sup>4</sup>を提出させ、過去3年程度の宗教団体としての活動状況を確認しています<sup>5</sup>。

## 2 宗教法人設立手続

所轄庁によって、「宗教団体」に該当することが確認された後、以下のような手続を行います。

### (1) 寺院規則の作成

これまで運用していた団体規約等を基に、宗教法人用の規則を作成します。規則に定めるべき項目については**Q4**をご覧ください。

### (2) 設立発起人会の開催

代表役員及び責任役員候補者の参加のもと設立発起人会を開催し、代表役員及び責任役員の決定、規則案や宗教法人の名称などについての議決を行います。

### (3) 包括宗教団体の承認

被包括関係を設定しようとする宗教団体がある場合は、その団体の承認を受けます。

### (4) 公告（申請の少なくとも1か月前）（法12条3項）

信者その他の利害関係人に対し、規則案の要旨を示して宗教法人を設立する旨を公告します。

### (5) 所轄庁への規則の認証申請（法12条、13条）

所轄庁へ、作成した規則の認証を申請します。

### (6) 宗教法人設立登記（法52条）

所轄庁によって規則が認証されると、規則の認証書、認証した規則及びこれらの謄本が交付されますので、交付を受けた日から2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局において宗教法人設立の登記をする必要があります。

---

4 「宗教団体であることを証するための書類」は、宗教団体の概要書、宗教活動に関する書類、宗教団体としての実体に関する書類を内容とするが、まずは各所轄庁の相談窓口を確認すべきである。

5 この段階で、宗教団体としての運営の基本を定めた「規則」の作成準備を開始する。

(7) 所轄庁への登記の届出（法9条）

登記事項証明書を添えて、宗教法人設立届を所轄庁に提出します。

## ◇ 宗教法人法の特徴<sup>6</sup> ◇

宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法人格を与えることを目的として作られた法律です（法1条）。宗教法人法は宗教団体に法人格を付与する根拠法、いわば生みの親ですから、宗教法人の役員は宗教法人法を遵守しなければなりません。宗教法人法は、宗教法人の設立手続、成立要件、宗教法人の管理運営に関する事項、寺院規則の変更、合併、解散、登記等について定めています。ここでは宗教法人法の特徴を紹介します。

### ① 認証制度

宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散については、その都度所轄庁の認証を得なければなりません（法12条1項、26条1項、33条、44条1項）。宗教法人が宗教法人法その他の法令を遵守していることを担保するために認証制度がとられています。この「認証」という制度は、「許可」制度<sup>7</sup>とは異なり、内容の価値判断に踏み込むことなく、原則的に書面審査により法律の要件を充足するかを審査するもので、宗教法人の信教の自由を侵害しないように配慮されています。

### ② 責任役員制度

宗教法人の運営は、代表役員の独断で決定されることのないよう3名以上の責任役員（代表役員を含みます）が設置され、規則に別段の定めがなければ、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等となっています（法18条、19条）。

6 文化庁『宗教法人運営のガイドブック』（文化庁文化庁宗務課、2010年）3頁

7 「許可」制度は、許可するか否かについて所轄庁の裁量が認められる。



### ③ 公告制度

宗教法人には多数の利害関係人（信者、宗派、地域住民、石材店等）が存在します。そこで、宗教法人が、設立、規則の変更、合併、解散、財産処分等の重要な行為を実施するに際しては、信者その他の利害関係人に公告することを義務付けています。

公告の方法は、法12条2項に「新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適切な方法とするものとする」と定められています。公告の方法は規則に記載する必要がある（法12条1項11号）、登記事項でもありません（法52条2項9号）。実際には、掲示場に○日間掲示する、とされている例が多いようです。

## Q3 宗教法人の組織

❓ 宗教法人にはどのような組織や機関がありますか。

**A** 宗教法人の組織として、3人以上の責任役員、責任役員の中から選ばれた1人の代表役員、代務者、仮代表役員・仮責任役員、議決・諮問・監査等の機関があります。

## 解 説

### 1 宗教法人の組織

宗教法人を管理運営する組織については法18条以降に定められており、3人以上の責任役員と、責任役員の中から選ばれた1人の代表役員が必置となっています（法18条1項）。

#### (1) 代表役員（法18条3項）

代表役員とは、「宗教法人を代表し、その事務を総理する」者をいい、代表権を有する事務執行機関です。宗教法人が宗教法人法によって「法人格」を付与されて権利・義務の主体となることが認められたとしても、あくまで法的に擬制されたものにすぎません。実際に宗教法人として法律行為を行うのは代表役員であり、責任役員会の決定に基づいて代表役員の名義で法律行為を行います。代表役員によってなされた行為は権限の範囲内であれば宗教法人に帰属します。代表役員は宗教法人の中核機関であることから、その氏名及び住所は登記によって公示されなければならない、代表役員が変更になった場合には、変更の登記を行うとともに所轄庁に届け出なければなりません。被包括宗教法人である寺院においては、「この法人の代表役員は、この寺院の住職

の職にある者をもって充てる」と規則に定めている場合が多く、住職が代表役員の地位に就くことが通例となっていますが、代表役員は法的な地位であるのに対して、住職は宗教上の地位です。

## (2) 責任役員（法 18 条 4 項）

責任役員とは、「規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する」者をいい、宗教法人の管理運営機関です。3名以上の責任役員により構成される責任役員会において、法人の事務について審議し、意思決定を行います。意思決定の方法は、規則に別段の定めがない場合には、定数の過半数で決することになります（法 19 条）。

## (3) 代務者（法 20 条）

代務者とは、法人の役員が死亡その他何らかの事由で欠けた場合、又は病気等によって3か月以上職務を行うことができない場合に置かれる代行機関のことをいいます。この代務者には、代表役員代務者と責任役員代務者とがあり、このうちの代表役員代務者については、代表役員と同様に登記事項となっています。代務者の職務権限は、規則に別段の定めのない限り、通常の代表役員・責任役員と同様です。

## (4) 仮代表役員・仮責任役員（法 21 条）

代表役員と法人との利益が相反するような事項については、当該代表役員に代わって専任された仮代表役員が職務を遂行することになります。また、責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しません。この場合に、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に満たなくなったときは、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選任しなければなりません。

## (5) 議決・諮問・監査その他の機関（法 12 条 1 項 6 号）

上記の機関の他に、規則に定めることにより、議決機関、諮問機関、監査機関などを任意に設置することができます。議決機関として檀信徒総会や宗会、諮問機関として檀信徒総代や総代会、監査機関として監事などを設置している例があります。

## 2 役員の欠格（法 22 条）

次の各項目のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員になることができません。また、次の各項目に該当する場合には、その資格を喪失し、退任することになります。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障によりその職務を行うにあたって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

## ■ 監修者略歴

### 弁護士 志田 祐義

#### 経 歴

2003年10月 浄土真宗本願寺派僧侶の資格を取得

2007年3月 立命館大学法科大学院修了

2008年12月 弁護士登録（愛知県弁護士会）

2009年8月 富山県弁護士会に登録換（志田法律事務所開業）

2016年4月～2017年3月 富山県弁護士会 監事

2018年4月～2020年3月 富山県弁護士会 副会長

2021年4月～2023年12月現在 日本司法支援センター富山地方事務所  
（法テラス富山）副所長

#### 取扱分野

弁護士として、一般民事事件、家事事件、刑事事件、倒産事件等を取り扱う。

実家が富山県の寺院であり、浄土真宗本願寺派の僧侶として、月参り、法事、葬儀等も行う。寺院関係者や檀信徒からの寺院法務も含む相談、依頼も受けている。

## ■ 著者略歴（五十音順）

### 弁護士 伊藤 和貴（第5章「宗教法人による事業運営」執筆）

#### 経 歴

2016年3月 東京大学法科大学院修了

2019年2月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

同月 九帆堂法律事務所

#### 取扱分野

中小企業・各種法人顧問業務、不動産法務のほか、一般民事・家事事件等を取り扱う。

## 弁護士 伊藤 洋実 (兼 編者) (第1章「宗教法人に関する基礎知識」執筆)

### 経 歴

2015年3月 中央大学法科大学院修了  
2016年12月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
同月 九帆堂法律事務所

### 取扱分野

中小企業・宗教法人等各種法人顧問業務、労働法務、不動産法務を中心に、一般民事・家事事件 (相続) を取り扱う。

## 税理士 菊地 則夫 (税理士法人スマートシンク 代表社員) (第6章「宗教法人の税務」執筆)

### 経 歴

1997年5月 税理士登録 (東京税理士会)  
2018年9月 税理士法人スマートシンクを開業。現在に至る

### 取扱分野

不動産税務全般 (申告手続き・相続税試算・キャッシュフロー健全化対策他)、税務調査対策・立会、土地活用サポート他不動産の健全な運用へ貢献する業務に従事。

### 主な役職

公益社団法人 東京共同住宅協会 監事  
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会 講師  
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 講師

## 弁護士 北村 亮典 (第2章「寺院内部の法律問題」執筆)

### 経 歴

2006年3月 慶應義塾大学大学院法務研究科修了  
2007年12月 弁護士登録 (神奈川県弁護士会)  
2022年11月 大江・田中・大宅法律事務所 (東京弁護士会)

## 取扱分野

不動産取引に関わる紛争解決（借地、賃貸管理、建築トラブル）、不動産が関係する相続問題、個人・法人の倒産処理・事業再生、中小企業法務を中心に扱う。

## 弁護士 高橋 優介（第3章「墓地等に関する法律問題」執筆）

### 経歴

2013年3月 千葉大学法科大学院修了

2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

同月 九帆堂法律事務所

### 取扱分野

中小企業・宗教法人等各種法人顧問業務、不動産事件、家事事件、交通事故、一般民事事件などを扱う。

## 弁護士 原田 宜彦 （第4章「寺院と檀信徒等との法律問題（墓地使用以外）」執筆）

### 経歴

2016年3月 首都大学東京法科大学院（現 東京都立大学法科大学院）修了

2017年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

同月 九帆堂法律事務所

2023年2月 虎ノ門カレッジ法律事務所

### 取扱分野

企業法務、不動産事件、建築事件、一般民事事件、家事事件（相続など）、刑事事件を中心に扱う。